

熊本県教育委員会規則第2号

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則

(熊本県立教育センター規則の一部改正)

第1条 熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年熊本県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県立青少年の家条例施行規則(平成10年熊本県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立美術館条例施行規則の一部改正)

第4条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

第5条 熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県教育委員会規則第8号)を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項」を「同法第82条第1項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。